

答申第44号

答 申

1 審査会の結論

平成27年5月13日付けで異議申立人が津市長（以下「実施機関」という。）に対して行った自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が平成27年6月1日付けで行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 異議申立てに至る経緯及び趣旨

- (1) 異議申立人は、津市個人情報保護条例（平成18年津市条例第24号。以下「条例」という。）第14条の規定により、実施機関に対し、平成27年5月13日付けで「請求者本人に係る自己情報の内容」として次のとおり本件開示請求を行った。

ア 請求者本人の昇給停止期間等内容とその理由

イ 平成18年1月1日津市合併時点から平成19年3月31日退職までの期間に関する請求者の資料。

(ア) 平成18年1月1日の請求者本人の給与格付け根拠を開示ください。

(イ) 平成18年10月1日の請求者本人の給与格付け根拠を開示ください。

(ウ) 平成18年1月1日私だけと思われる16号の降給根拠を開示ください。

(エ) 平成18年10月1日私だけと思われる3号の降給根拠を開示ください。

(オ) 平成18年10月1日、19号の降給以外に約27,000円の給与減額（降給又は恒久減給等？）の根拠を開示ください。

- (2) 実施機関は、本件開示請求に対応する自己情報の記録として、次の自己情報の記録内容（以下「本件記録」という。）を特定した。

ア 一般職に属する職員の給与調整に係る方針について

イ 給与格付けの経緯（抜粋）

ウ 新市における一般職に属する職員の給与調整に係る格付け額（号給）等について（伺い）（平成17年12月27日決裁）のうち該当部分

エ 人事記録

オ 市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

カ 合併協定書（抜粋）

キ 原義書（抜粋）

ク 津市職員の給与に関する条例（抜粋）

ケ 同条例（平成１８年１月１日時点）の別表第１ 行政職給料表（第７条関係）

コ 同条例（平成１８年１０月１日時点）の別表第１ 行政職給料表（第７条関係）

- (3) 実施機関は、本件記録について、自己情報の記録の一部を開示しない理由を次のとおり記載し、平成２７年６月１日付けで自己情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ア 本件記録の一部を開示しない理由

請求内容のうちイ(ウ)平成１８年１月１日私だけと思われる１６号の降給根拠及び(エ)平成１８年１０月１日私だけと思われる３号の降給根拠に係る部分についての自己情報は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため。

請求に係る自己情報の記録の内容における原義書（抜粋）のうち、開示請求者以外の個人の氏名、職名及び発令事項については、津市個人情報保護条例第１６条第２号に（個人情報）に該当し、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。

- (4) 異議申立人は、平成２７年６月１５日付けで、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）の規定により、本件処分を取消し、６項目全ての開示を求める異議申立てを行った。

3 異議申立ての理由

異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

（地方公共団体 津市の違法行為の是正依頼及び、津市個人情報保護条例の規定に基づく自己情報の開示請求）

平成２７年５月１３日付け文書で自己情報の開示請求をしたが、未だに合法的な開示がされない。

５月１３日付けで開示請求書を作成、同月１５日に内容証明文書で送付、同月１８日着信し、６月１日付けの文書で自己情報部分開示決定通知書が作成され、６月４日着信した。

しかし、開示請求の６項目中、私のみ降給されたと思われる、肝心の１６

号と3号の降給の根拠については「実施機関（津市）では作成及び取得しておらず存在しないため開示しない」との無茶苦茶な回答である。

津市は違法な降給処分や本人の降給理由も示さず、悪逆非道の違法行為を改め、合法的な全ての開示をお願いしたい。

またこれまでの津市の行為は、地方公務員法第27条第1項及び第2項・労働基準法第3条及び地方公務員法第49条第1項・第3項・労働基準法第15条第1項のそれぞれに違反。また加えて刑法第156条・第158条・第193条・第247条・第258条又は第263条の何れか、等その他多くに違反していると思う。合法的な正しい全ての開示と違法処分の是正をお願いしたい。

4 補正命令

実施機関は、異議申立人が提出した異議申立書に、次に掲げる点で不明確な点が認められたため、異議申立人に対し、平成27年7月16日付けで補正命令を行った。

(1) 異議申立人の年齢

異議申立書には年齢が記載されていない。平成27年6月15日現在の年齢を記入してください。

(2) 異議申立てに係る処分

自己情報部分開示決定通知書の文書番号を記載してください。

(3) 異議申立ての趣旨及び理由

ア 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分のうちイ(ウ)平成18年1月1日私だけと思われる16号の降給根拠及びエ(エ)平成18年10月1日私だけと思われる3号の降給根拠に係る部分について不存在とした部分を取り消し、公開するとの決定を求めるという理解で相違ありませんか。

イ 異議申立ての理由

平成22年4月29日付け異議申立て及び平成24年4月25日付け異議申立てにおいて主張されている内容と同様の理由であるとの理解で相違ありませんか。

(4) 教示の有無及びその内容

当該自己情報部分開示決定通知書における教示の有無及びその内容の記載されていない。教示の有無及びその内容について記載してください。

5 補正書

異議申立人は、上記４の補正命令に対し、平成２７年８月２日付けで補正書を提出した。

６ 実施機関の不開示理由説明

異議申立人の自己情報開示請求内容のうちイ(ウ)平成１８年１月１日私だけと思われる１６号の降給根拠及び(エ)平成１８年１０月１日私だけと思われる３号の降給根拠については、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため、また請求に係る自己情報の記録内容における原義書（抜粋）のうち、開示請求者以外の個人の氏名、職名及び発令事項については、条例第１６条第２号に（個人情報）に該当し、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから自己情報の記録の一部を開示しないと決定したものである。

７ 審査会の判断

本件異議申立てにおいて、異議申立人及び実施機関は、本件対象文書の存在について以前から争っている。平成２２年開催の第１２回当審査会及び平成２４年第１７回当審査会において双方の意見陳述を受け審議がなされ、何れも実施機関の行った決定を妥当と判断しているところであるが、三度、当審査会は、津市情報公開・個人情報保護審査会条例第７条の規定に基づき、異議申立人及び実施機関による口頭の意見陳述を聴いた上で、本件処分について検討した。

異議申立人によれば、平成１８年１月１日の市町村合併時と同年１０月１日に自己の給与に関し、降給という処分がなされたため、根拠資料の開示請求を行ってきたが、未だに示されず、また、その理由も実施機関では作成及び取得していないという、理解し難いものである。職員の分限や懲戒については公正に行われるべきもので、法的根拠がなければ降給されることは無いはずなので、この根拠について資料の開示を求めるとのことであった。

一方、実施機関によれば、平成１８年１月１日の新津市の誕生に伴い、決定された職員の給与については、合併前に定められた給与調整に係る方針に基づき、全職員の給与格付けを行ったものである。また、同年１０月１日の給与格付けについては、全国的に給与構造改革が行われ、それに伴う給料表の改定であり、異議申立人が主張する降給という処分は行われておらず、異議申立人が求める根拠文書は存在しないとのことであった。

当審査会が開示された文書について検分したところ、実施機関の説明のとおり、平成１８年１月１日なされた新津市の職員の給与格付けについては、

事前に合併時の給与調整に係る方針の協議がなされており、その方針に基づいて全職員に対し一定の基準を一律に適用したものであった。また、同年10月1日になされた給与格付けについては国の新給料表に準じ、職員を一律に新しい給与表に置き換えたものと判断でき、異議申立人の主張にある降給という処分には当たらないものと判断でき、したがって、開示された文書以外に異議申立人の給与の格付けに係る自己情報の記録を記した文書の存在を示唆するものは見出せない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 8月28日	諮問書の受付
平成27年11月 4日	諮問案件の審議並びに異議申立人及び実施機関からの口頭意見陳述
平成27年12月18日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	高 橋 秀 治
委 員	山 川 久仁子